

大隅町誌（改訂版）正誤表と追記・補充及び疑問点（平成十五年四月一日現在）

ページ	行	訂正・追記・補充・疑問点箇所
21P	口絵写真 (議会議長)	8代 永田瑞義 → 7代 永田瑞義 9代 前田毅 → 8代 前田毅 に訂正
65P下段	6行目	「弥五郎畠」のベツケ→バツケ
79P下段	17行目及び 19行目	長州本平家物語 → 長門本平家物語
79P下段	17行目	僧俊覚 → 僧俊寛
167P下段	18行目	三方荒神 → 三宝荒神
195P上段	8行目	村田三郎右衛門経宣 → 村田三郎右衛門経昌
216P下段	9行目	庶子 → 筋子(そし)
238P下段	17行目	岩山 → 岩川
249P下段	15行目	寛保九歳 → 寛保九年
250P下段	20行目	大晦日 → 裁判記録によれば明治31年1月19日となつており、これは旧暦明治30年12月27日に当たる。大晦日は旧暦12月29日があるので、大晦日に死んだことにはならない。
294P下段	16行目	郷土 → 郷士
280P下段	5行目	山下。 → 山下・
310P上段	20行目	高屋 → 高尾が正当と思われるが確認資料がない。
325P下段	6行目	馬執巖 → 馬場巖
377P下段	11行目	坂 → 大坂
423P上段	6行目	馬執巖 → 馬場巖
428P上段	分隊旗の写真	説明文（私領五番隊分隊旗）の下に → 北越村上於本營ニ受取之也との墨書きあり
449P上段	18行目	山口甚周 → 山口長周の誤刻である
449P上段	19行目	松田□□ → 松田昌福
449P上段	19行目	加塩□□ → 加塩正右衛門
456P上段		以上は、「西南の役戦没者名簿」南州神社から 昭和8年頃の記録では、軍夫9人（1基）を含む94名86基の墓石があつた ようである。

4
8
3
P
下段7
行
目蓑部
→
美濃部4
9
9
P
上段9
行
目

月	野	(陸軍)
中原	光	
柴四郎		
佐々木佐津美	1 1 3 8 3	2 9
高田市次	1 3 9 2 0	中華民國
松尾喜義	1 3 8 3 0	中華民國
吉田里美	1 3 1 0 2 4	中華民國
赤松頼武	1 1 1 0 2 7	支那
1 3 · 1 1 · 1 1 ·	1 3 · 1 0 · 2 4	南京陸軍病院
1 1 · 1 1 ·	1 3 · 1 0 · 2 4	中華民國

註 戦没者名は町役場福祉課資料による(月野地区は戦死者名簿資料により右が判明したので499ページ月野(陸軍)の松田親雄の前に挿入してください)。

5
0
3
P
下段1
6
行
目5
0
3
ページ下段 → 5
0
4
ページ上段 6行目まで抹消し次のように改める。

はその管轄となつたが、郷校は分県以前の鹿児島藩か旧鹿児島県時代に開校し分県によつて校名を変更したものが多いという。岩川は都城県第四郷校、恒吉は都城県第二十一郷校となつた。岩川小学校記録の沿革に「明治四年七月都城県第四郷校創立」とあるが七月に廢藩置県があり岩川はまだ鹿児島県である。都城県は十一月から始まるので岩川村誌の沿革にいう都城県第四郷校時代は「自五年二月」としていいのではないだろうか。あるいは「四年七月」は「五年七月」の誤りとも思われる。また同誌の「至五年十月」は誤りで都城県が廃止されるのは六年一月である。

恒吉村坂元の奴久妻与太郎の教員辞令に「小学生申付候事壬申九月 第拾九郷校」とある。翌六年には与太郎の子の兼修に対する辞令は「第二十一郷校」となつてゐる。都城県の郷校は恒吉は第二十一で、近隣の末吉は第十四、国分第十六、松山第二十三郷校である。福山、財部、市成は不明であるが、分県前の旧鹿児島県時代に恒吉は第十九郷校として発足し都城県になつても出願などの処理の関係で、しばらく推移しその後都城県第二十郷校となつたのではないかと思われる。都城県第二十

825P下段	764P下段	753P上段	704P上段	645P下段	644P上段	584P上段	535P上段
14行目 追記	16行目以降 に追記	19行目	13行目	18行目 12行目	18行目	9行目 6行目	2行目
川原 → 小字の東川原のことか	平成6年3月末で電話業務は廃止され放送のみとなつた。	有馬 → 有島	三十三年 → 三十五年	組合員二百八名 → 事業調査では269人 百三ヶ所 → 三ヶ所	熊谷熊哉 → 熊谷熊弥	拘地 → 抱地	山口卓二 → 山口卓志

505P下段	12行目 【4・5行目の間に挿入】	岩川小学校の沿革 天明四年軍治館設立 明治四年七月都城県第四郷校創立 （七月は廃藩置県 都城県は四年十一月からとなるので四年七月は誤り） 六年鹿児島県外城第五十二郷校と改称 以下省略
533P下段	9～10行目	（岩川村誌） 軍治館時代 自明治二年五月 至五年正月 士族ノ子弟ノミニシテ結髪帶刀シテ出館シタリ袴ハ 一カ月ニ二三回着シタルモノノ如シ館ハ旧岩尾城御 仮屋ナリキ館ハ桐野利秋ノ命名スルトコロナリト云 フ （明治二年二月藩政改革に伴う教育制度） 都城県第四郷校時代 自五年二月 至五年十月 （都城県廃止は六年一月からであるから五年十月は誤り） 鹿児島県外城第五拾式郷校時代 自明治五年十一月 至明治九年七月

9 7 2 P 下段	1 6 行目から	9 7 3 ページ上段 1行目までの文中に庶子とあるのは → 龜子
9 7 3 P 上段	2 行目	【茂隨法義也】の次に【貞昌惣領家ト云ハ我等父貞景養子ト】を挿入
9 7 3 P 下段	7 行目	引例 ↓ 引列 十二……シテ → 十二歳ニシテ

庶子 → 龜子

四人有り → 四人有リ